

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1.0
4．農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0.4 または 更新償還率 1.0
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整地等を有する地区においては10年、その他の地区においては7年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。	次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること。 ・用水改良による冷害防止，干害防止，水管理の適正化などによる単収増 ・畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上 ・排水改良による乾田（畑）化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上 ・関連事業としてほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減 ・作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化
	水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 ・農業用水を都市用水及び他種利用における転用可能な水量が確保される。 ・地域用水機能が発揮される。
	健全な水循環の維持増進、農村地域の環境保全型資源循環の構築に資する。	受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されており、農業用排水施設における水質浄化施設の整備により、流域の水質保全が図られる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粉殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	事業費の経済性、効率が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係市町村の同意が得られ、かつ受益者の大部分の同意が得られている。
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	営農支援体制が整備されている。 営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	農業振興計画等に位置づけられた作物が導入される計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・市町村等が作成する農業振興計画等に位置づけられた作物の導入が図られる計画となっている。 ・野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物の導入が図られる計画となっている。
	国営事業等関連する他の公共事業との関連で緊急性が高い。 国営事業等他の公共事業と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある、また、それら事業との調整が図られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 ・老朽化等により通水阻害等機能低下が生じており、農業被害が発生している。または、その恐れがある。 ・施設が未整備であるため、農業被害が発生している。 ・老朽化等により災害の危険性があり、早急に施設の整備を行う必要がある。 ・ここ数年の維持管理費が、以前と比較し増大している。
	地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する議決が得られている。 ・地域用水対策協議会が設立されている。
	高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	その他農業農村に関する施策との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（経営体育成基盤整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1.0
4．受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（経営体育成基盤整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	労働生産性が相当程度向上する。	地区の最も主要な作物の労働時間の短縮が図られる。 ・ 水稲であれば事業実施後に25hr/10a以下となる見込みがある。 ・ その他の作物が主であれば50%以上短縮される見込みがある。
	担い手への農地利用集積が相当程度図られる。	目標年度において、次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ 地区内における担い手への農地利用集積率が60%以上となる見込みがある。 ・ 地区内における担い手への農地利用集積率が事業実施前より20ポイント以上増加する見込みがある。 ・ 地区内における担い手への農地利用集積率が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標割合以上となる見込みがある。
	農地の高度利用が図られる。	地区の耕地利用率または本地利用率が、事業実施前より10ポイント以上増加する見込みがある。
	麦・大豆・飼料作物の作付が相当程度拡大する。	麦・大豆・飼料作物の延べ作付面積が地区水田面積の25%以上を占める見込みがある。
	認定農業者の育成が相当程度図られる。	目標年度において、次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ 地区内において、担い手のうち認定農業者数の全農家戸数に占める割合が15%以上となる見込みがある。 ・ 地区内における担い手のうち認定農業者数が、事業実施前より50%以上増加する見込みがある。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粉殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が95%以上である。
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。	施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	営農支援体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・水田農業推進協議会に当該土地改良区等が参画している。 ・農協、普及センターを含めた営農支援体制が整っている。
	野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物が導入される計画となっている。	同左
	国営事業など他の公共事業との関連で緊急性がある。	国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある。
	地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総(代)会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	農業生産総合対策事業と連携している。	土地利用型農業推進協議会（産地協議会）が設立され、当該地区を含む地域についての土地利用型作物の生産振興等について検討が行われている。
	農地流動化地域総合推進事業と連携している。	市町村農地流動化対策円滑化プロジェクトチームに地区の土地改良区等が参画しており、かつ、プロジェクトチームが作成した事業連携計画に当該地区の経営体育成基盤整備事業が位置づけられている。
	高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）
【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地方公共団体が策定する農村振興基本計画に基づき、農村振興の目標を達成するため、本事業の実施が必要とされていること。
2．技術的可能性が確実であること。	同左
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、費用便益比が1.0以上であること。 ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること。
4．受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと。 ・所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。 （農村振興地域情報基盤整備事業及び農村新興都市交流基盤整備事業のうち生産緑地地区において行うものは対象外。「－」とする。）
6．事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	農業生産性の向上が図られる。	・ ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	農業生産活動条件の改善が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・ 農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。 ・ 高度情報通信基盤の整備による地方公共団体、土地改良区等のネットワークの構築が推進され、生産出荷の管理調整等による効率化が図られる。
	地域の生活環境の向上が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・ 自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した整備により魅力のある地域環境が形成される。 ・ 農村地域の歴史的な農業水利施設の保全が図られる。 ・ バリアフリー化など高齢者・障害者が安全に安心して生活ができる環境の向上が図られる。 ・ 集落農園、公共施設用地整備等により居住環境を整備し農村居住者及び農村部へのUJIターン者の定住環境の向上が図られる。 ・ 農村地域の、農産廃棄物、生ごみ、農業集落排水汚泥等が適正に処理されて農村環境の保全が図られる。 ・ 高度情報通信基盤の整備により地域情報の集積・共有・利活用により地域の活性化が図られる。 ・ 農村地域の、集落内交通の確保及び集落内の雨水、汚水の排除、飲用水の確保、地域防災の確保等の基礎的な生活環境の向上が図られる。
	地域の雇用創出が見込まれる。	次のいずれかに該当すること。 ・ 用地、連絡道等の基盤整備を通じて、地域特性を活かした産業の新たな展開が見込まれる。 ・ 都市との交流が促進され、地域生産物の販売の増加等により地域経済の拡大が見込まれる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれかに該当すること。 ・他の事業等で発生した資材（建設副産物、粉殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	用地取得等に係る権利関係が調整されている。 必要となる用地に係る権利（所有権、抵当権等）の同意が得られることが確実なこと。
	地域住民が参加した計画づくりが行われている。 集落懇談会の開催及びワークショップによる住民点検、整備手法の検討等により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。
	本事業に関連し、男女共同参画の促進に資するための取り組みをしている。 事業の計画段階において男女の意見が平等に反映されるよう、事業推進協議会等に女性を集落の代表として参加させるなど、男女共同参画への取り組みが行われていること。
	事業関係者、関係機関との協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている、または、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。 次のいずれかに該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等）による保全が、地域住民の主体的参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。 ・整備された施設を活用し、ビオトープを利用した環境教育、伝統的水利施設を活用した生涯学習等が行われる計画となっていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	農業生産基盤の整備が相当程度進んでいるか、または、その見込みがある地域である。	次のいずれかに該当すること。 ・ ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に調っている、または当該事業により達成可能であること。 ・ 当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。
	地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれかに該当すること。 ・ 事業推進協議会等が設立されていること。 ・ 地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・ 地域づくり活動を行う地域づくり活動員の養成やボランティア団体（NPO等）が設立されているまたは設立される見込みであること。
	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に整備される施設等が位置づけられている。	同左
	緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれかに該当すること。 ・ 災害等への対応を早期に図る必要があること。 ・ 他の事業との連携を図るため、早急に事業を実施する必要があること。 ・ 施設機能の低下により破損等の状況が著しく、早急に整備する必要があること。
	むらづくり維新対策として実施される。	むらづくり基盤整備事業（コア事業）として実施されること。
	情報基盤整備を進める上で条件が不利である。	高速インターネットサービスの点で地理的格差条件が不利であること。 （地域情報基盤整備を選択していない場合は対象外。「-」とする。）

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（集落基盤整備事業，集落地域整備統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	次のいずれかに該当すること。 ・適正な土地利用を実現し、優良な農地の保全、創出を図る必要があること。 ・生活環境基盤の整備が必要とされていること。 これに加え、生産基盤の整備を実施する場合は、次の条件を満たすこと。 ・生産基盤に関する整備による営農改善が必要とされていること。
2．技術的可能性が確実であること	同左
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、費用便益比 1．0 ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること。
4．受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村等が負担する事業費負担金について同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の条件を満たすこと。 ・所得償還率 0．4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（集落基盤整備事業，集落地域整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	農業生産性の向上が図られる。	ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	農業生産活動条件の改善が図られる。	農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。
	事業により、農業集落の定住条件（安全性、保健性、利便性、快適性）の向上が見込める。	次のいずれかに該当すること。 ・ 安全性については、災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通行の安全の確保、防犯等日常時の安全性の向上が見込まれること。 ・ 保健性については、飲用水の確保、適切な水質の維持、排水性の向上が見込まれること。 ・ 利便性については、行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれること。 ・ 快適性については、集落道の舗装等による交通条件の改善、農村公園の整備等による憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれること。
	事業により、農地のスプロール的なかい廃が抑制される等、適正な土地利用が見込める。	農業生産基盤、集落土地基盤の整備等に併せて、土地需要に応じた土地利用の整序化が図られることにより、農地のスプロール的なかい廃を防止し、優良な農地の保全等適正な土地利用の実現が見込まれること。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれかに該当すること。 ・他の事業等で発生した資材（建設副産物、粉殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	用地取得等に係る権利関係が調整されている。 必要となる用地に係る権利（所有権，抵当権等）の同意が得られることが確実なこと。
	地域住民が参加した計画づくりが行われている。 集落道の整備等生活環境基盤の整備計画に際し、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。
	事業関係者、関係機関との協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている、または、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。 次のいずれかに該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。
	農業生産基盤の整備が相当程度進んでいるか、または、本事業により整備される計画がある。 次のいずれかに該当すること。 ・ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に整っている、または当該事業により達成可能であること。 ・当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれかに該当すること。 ・事業推進協議会が設立されていること。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・地域用水対策協議会が設立されていること。
	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれかに該当すること。 ・災害等への対応を早期に図る必要があること。 ・他の事業との連携を図るため、早急に事業を実施する必要があること。 ・施設の機能低下により破損等の状況が著しく、早急に整備する必要があること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（美しいむらづくり総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	美しいむらづくりに関する本事業の必要性が示されていること。
2．事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
3．自然環境や景観に配慮した事業内容であること。	自然環境や景観に配慮した事業内容となっていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（美しいむらづくり総合整備事業）
【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	美しいむらづくりに向けた地元での取り組みが行なわれている。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 ・地域住民活動として景観形成活動が行なわれていること。 ・景観形成活動・景観維持活動を行なうボランティア団体（ＮＰＯ等）が設立されていること。 ・市町村、土地改良区、ＪＡ等の各種団体より構成される美しいむらづくり総合整備事業に向けた事業推進体制が整備されていること。
	景観や集落維持管理活動について市町村条例の制定や住民協定、集落協定が締結されている。	同左
	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に整備される景観等美しいむらづくりに関して位置づけられている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

その他のチェック項目は美しいむらづくり総合整備事業を構成する事業のチェックリストを使用する。

チェックリスト判定基準表（基盤整備促進事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1.0 または事業費所得指数 基準指数 上記によりがたい場合は、定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること。
4．地元負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0.4 または事業費所得指数 基準指数 上記によりがたい場合は、受益農家、市町村の負担金について同意が得られていること。
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（基盤整備促進事業）

優先配慮事項については、基幹となる工種が該当する県営事業の優先配慮事項を使用することとする。

チェックリストの種類は、経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業の３種とする。

チェックリスト判定基準表（田園自然環境保全整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 の 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・本事業における環境創造型整備を実施することにより、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村の持つ多面的機能の十全の発揮が図られるものであること。 ・農業生産機能や多面的機能を維持保全する観点から、必要な土地改良施設等を対象としていること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること。
4．農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	事業による費用負担について、地元の同意が得られていること。
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、自然再生の視点に基づいた計画であり、かつ、環境創造型の整備を中心とした事業であること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用についてすべての事業関係者に説明され同意が得られている。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している

チェックリスト判定基準表（田園自然環境保全整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 の 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性） 土地改良施設や農地の有する農業生産機能及び多面的機能の維持保全が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・機能の低下した土地改良施設や農地について適切な機能の回復が図られる。 ・農地の適切な整備により土砂の流亡や法面の崩壊等を防止する機能が維持保全される。 ・土地改良施設の補修や農地の保全を容易に行うための管理施設（管理道路等）を整備することとしている。
土地改良施設や農地の有する農業生産機能及び多面的機能の維持保全に係る活動の促進が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・住民の参加の下で土地改良施設等の維持保全に係る活動を行う際に使用する施設の整備がなされる。 ・土地改良施設等の維持保全に係る活動に地域内外の住民が参加する契機となる施設の整備がなされる。
耕作放棄の防止が図られる。	耕作放棄化する可能性のある農地等について適切な機能の維持・向上を図ることとしており、その結果、営農が継続されることになる見込みである。

評価の内容	判 定 の 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれかに該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	計画の策定に際し、集落懇談会等の開催や住民アンケートの実施などが行われている。
	直営施工を導入するための具体的な計画や組織体制が整っており、農家・地域住民等参加型の直営施工が実施される見込みが高い。
	施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	必要となる用地に係る権利の同意が得られることが確実なこと。
	次のいずれかに該当すること。 ・市町村に保全対策委員会が設置されている。 ・事業推進協議会が設置されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。
	農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）を、地域住民の参加とともに継続的に実施することのできる組織が設立されている。

評価の内容		判 定 の 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	農村振興基本計画などの基本計画に位置づけられている。	同左
	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	環境配慮または景観保全に対する条例等が定められている。	次のいずれかに該当すること。 ・当該事業区域内に法令・条例等に指定、文献等に記載された保全すべき生物が存在する。 ・当該事業区域が法令・条例等で指定された農村景観等がある。
	自然環境に対して施工上配慮した計画となっている。	次のいずれかに該当すること。 ・施工計画上環境に配慮した整備となっている。 ・施工上環境に配慮する計画となっている事項がある。
	土地改良施設や農地の機能低下または維持管理の粗放化が進みつつあり、それを防止する観点から、緊急に整備が必要である。	次のいずれかに該当すること。 ・営農を継続するために最低限必要な農業生産基盤整備の条件（区画形状、用排水状況、農道状況等）が整っていない。 ・施設の機能が著しく低下しているため、または、崩壊等による危険度が高いため、早期に整備する必要がある。 ・高齢化、後継者不足及び若年層の流出等により、地域の農業者のみによる維持管理が困難になっている。 ・施設の耐用年数が経過等により、ここ数年の維持管理費が以前と比較して増大している。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域にあるバイオマスで未利用または低利用であるものが多く存在し、今後、地域で発生するバイオマスの利活用の推進を図るため、当該事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・バイオマスの利用技術手法について実証または実施事例が存在していること。 ・利活用施設の設置が地形、地質等からみて技術的に可能であること。 ・関係法令、基準等に適合していること。
3．環境との調和に配慮していること。	事業の実施において、水質、土壌等に係る関係法令、基準等に遵守していること。
4．事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
5．維持管理について同意がされていること。	維持管理方法等について、施設の予定管理者と運営管理の方法等が十分検討されていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【優先配慮事項】

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域における循環型社会の構築が図られる。	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 現在、廃棄物として処理または放置されているバイオマスが施設を整備することにより利活用されること。 ・ 農業者や地域住民によりバイオマスの利活用に関する取組が継続して行われることが見込まれること。
	農山漁村の活性化が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・ 新技術の導入により見学者等の来訪者数の増加が見込めること。 ・ 地域で発生するバイオマスが有効利用されることにより、地域住民等のバイオマスの利活用に関する意識の向上が見込まれること。 ・ バイオマスの利活用により地域の雇用増加が見込まれること。
事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減に配慮した計画となっている。	他事業により発生した資材（建設副産物等）等を有効活用するなどコスト縮減を図る計画になっていること。
	事業の経済性、効率性が十分確保されている。	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。 ・ 施設の規模・位置が、施設の利活用計画等からみて、妥当なものとなっている。
	バイオマスの供給量や収集範囲が把握されている。	バイオマスが発生させる耕種農家、畜産農家等と施設にバイオマスを安定的に供給するための合意がなされていること。また、そのバイオマスを発生する耕種農家及び畜産農家等のバイオマスの収集範囲が明確であること。
	バイオマスエネルギー及び製品の利活用先が決まっている。	農地還元するバイオマス製品において、還元する農地の利用者等と製品内容、還元量及び利用方法に関する合意が得られていること。また、その他のエネルギー・製品については、その利用者が定まっておリ合意が得られていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	関係都道府県や市町村が策定する農業振興等に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興等計画と整合が図られている、または、市町村等地域の農業振興等の計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	事業関係者、関係機関と協議・調整が図られている。	同左
	用地取得に係る権利関係が調整されている。	施設の用地取得において、地域住民等と用地に係る権利（所有権、抵当権等）に係る同意が得られている。また、その見込みがある。
	地元の事業推進体制が整備されている。	円滑に事業を推進するための協議会等が設立されている。
	関連する他事業との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。